

第23号議案 令和8年度 長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

目次	ページ
1 令和8年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表	2～3
2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ（主なもの）	4
3 令和8年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント	5～6
4 保険料率の改定について	7～9
5 現行と改定後の年間保険料額の比較モデルについて	10～11
6 長崎市の後期高齢者医療の概要（参考）	12
7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）	13

市 民 健 康 部

令 和 8 年 2 月

1 令和8年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表

(単位:千円)

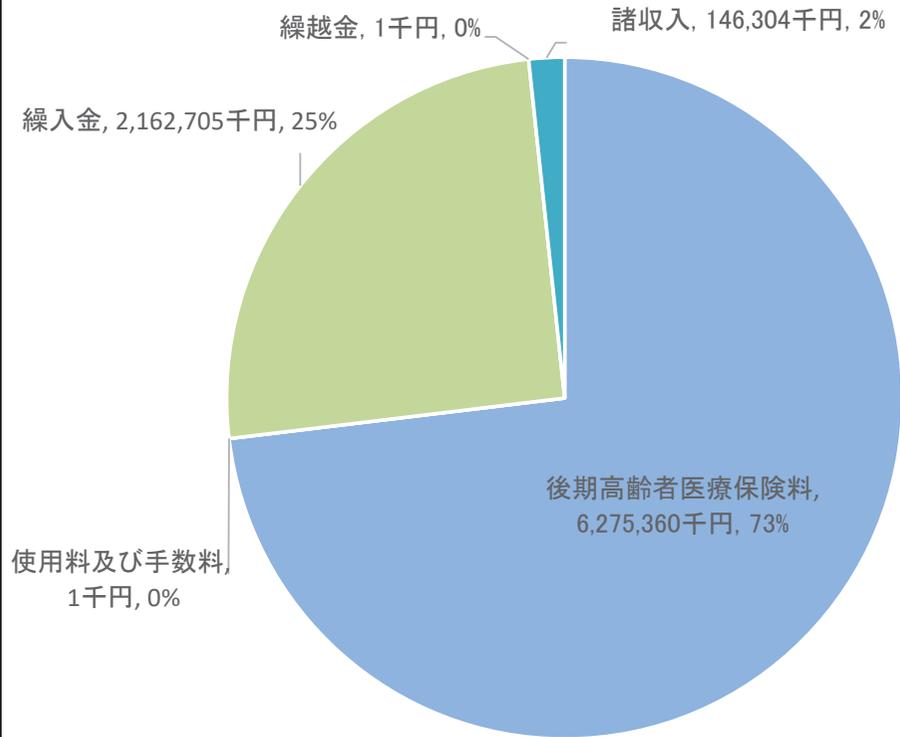
		歳 入			
款 項	目	令和8年度 当初予算 A	令和7年度 当初予算 B	増減 A-B	増減率 (%)
1	後期高齢者医療保険料	6,275,360	5,627,236	648,124	11.5
	1 後期高齢者医療保険料	6,275,360	5,627,236	648,124	11.5
	1 特別徴収保険料	3,603,454	3,430,110	173,344	5.1
	2 普通徴収保険料	2,671,906	2,197,126	474,780	21.6
2	使用料及び手数料	1	2	▲ 1	▲ 50.0
	1 手数料	1	2	▲ 1	▲ 50.0
	1 督促手数料	1	1	0	0.0
	証明手数料	0	1	▲ 1	皆減
3	繰入金	2,162,705	1,875,816	286,889	15.3
	1 一般会計繰入金	2,162,705	1,875,816	286,889	15.3
	1 保険基盤安定繰入金	1,849,634	1,599,320	250,314	15.7
	2 事務費繰入金	313,071	276,496	36,575	13.2
4	繰越金	1	1	0	0.0
	1 繰越金	1	1	0	0.0
	1 繰越金	1	1	0	0.0
5	諸収入	146,304	62,372	83,932	134.6
	1 延滞金、加算金及び過料	1,360	1,355	5	0.4
	1 延滞金	1,359	1,354	5	0.4
	2 過料	1	1	0	0.0
	2 償還金及び還付加算金	15,408	13,547	1,861	13.7
	1 保険料還付金	15,258	13,409	1,849	13.8
	2 還付加算金	150	138	12	8.7
	3 雑入	129,536	47,470	82,066	172.9
	1 雑入	129,536	47,470	82,066	172.9
	合 計	8,584,371	7,565,427	1,018,944	13.5

		歳 出			
款 項	目	令和8年度 当初予算 A	令和7年度 当初予算 B	増減 A-B	増減率 (%)
1	総務費	251,429	124,212	127,217	102.4
	1 総務管理費	213,419	87,076	126,343	145.1
	1 一般管理費	213,419	87,076	126,343	145.1
	2 徴収費	38,010	37,136	874	2.4
	1 徴収費	25,860	22,791	3,069	13.5
	2 滞納処分費	12,150	14,345	▲ 2,195	▲ 15.3
2	後期高齢者医療広域連合納付金	8,317,334	7,427,468	889,866	12.0
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,317,334	7,427,468	889,866	12.0
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,317,334	7,427,468	889,866	12.0
3	諸支出金	15,408	13,547	1,861	13.7
	1 償還金及び還付加算金	15,408	13,547	1,861	13.7
	1 保険料還付金	15,258	13,409	1,849	13.8
	2 還付加算金	150	138	12	8.7
4	予備費	200	200	0	0.0
	1 予備費	200	200	0	0.0
	1 予備費	200	200	0	0.0
	合 計	8,584,371	7,565,427	1,018,944	13.5

後期高齢者医療事業歳入歳出予算額図表(令和8年度)

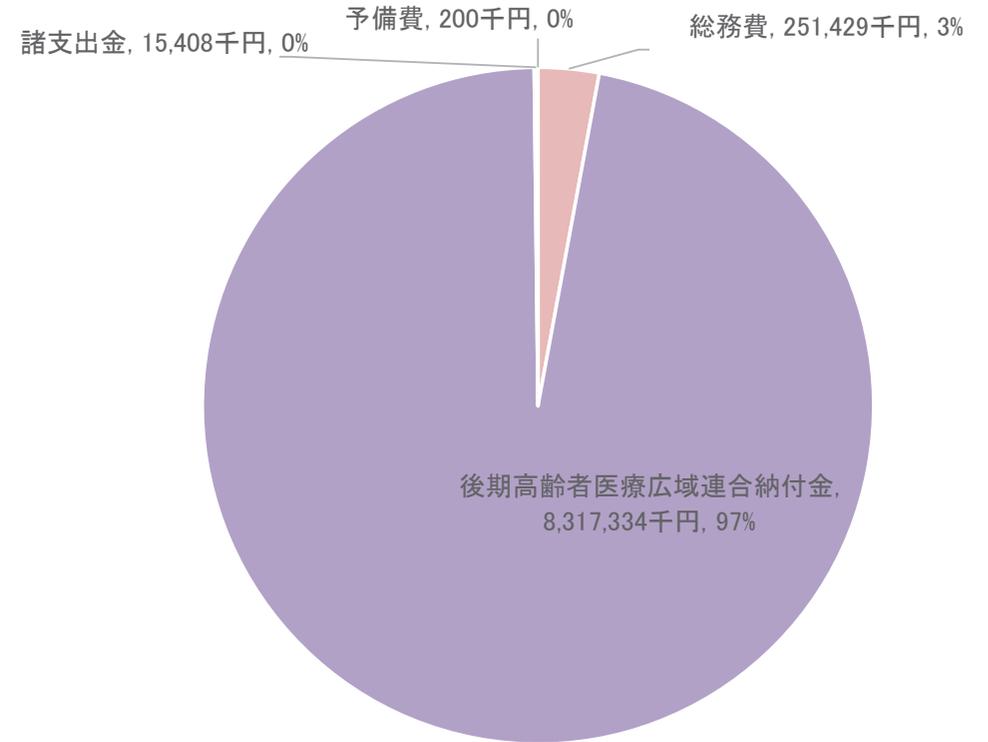
<歳入>

歳入総額 8,584,371千円

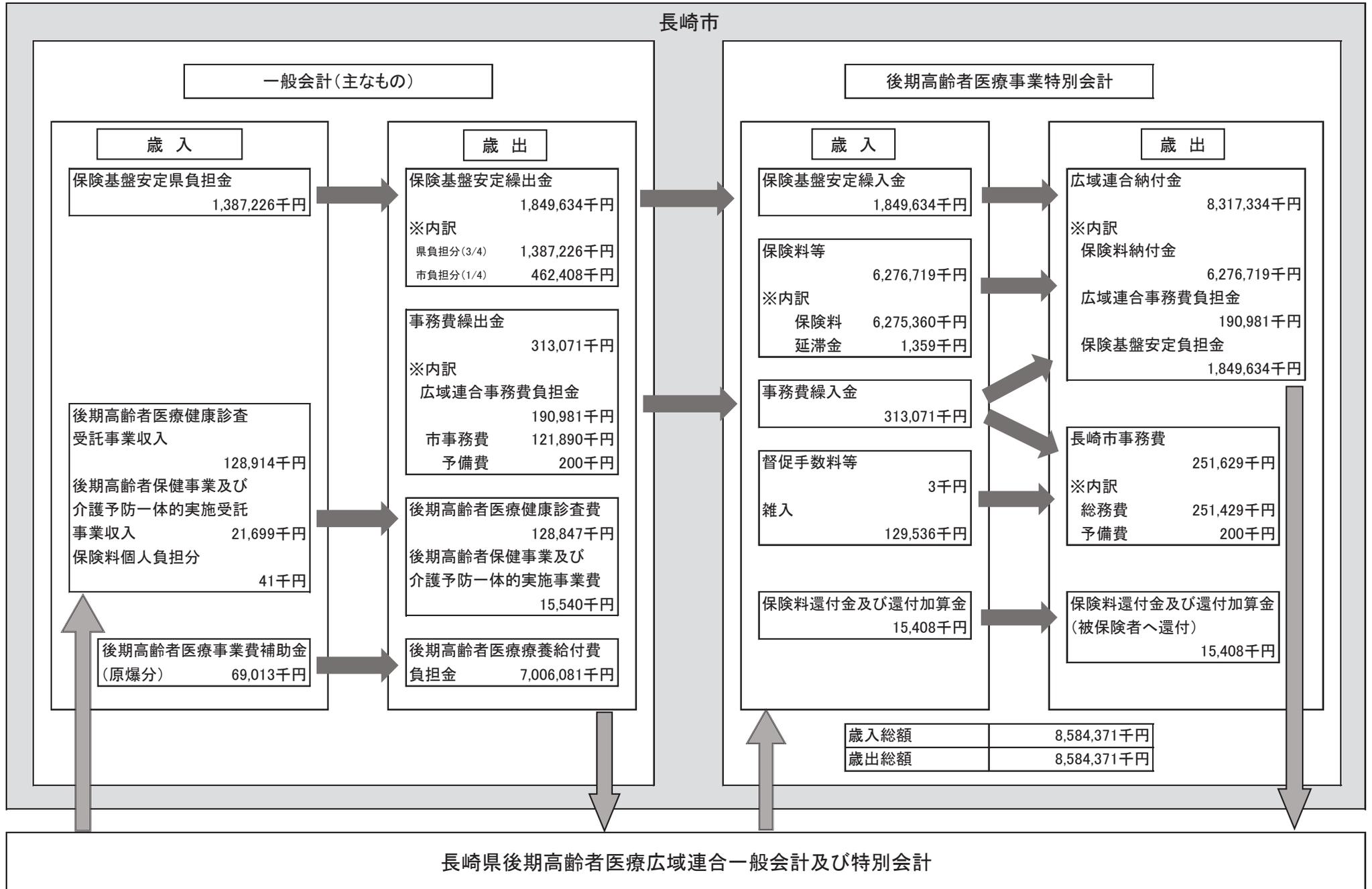


<歳出>

歳出総額 8,584,371千円



2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ(主なもの)



3 令和8年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント

【歳入】

(1) 1款1項 後期高齢者医療保険料 (※1) (単位：千円)

目	令和8年度 当初予算①	令和7年度 当初予算②	増減 ①－②	主な増減の理由
1 特別徴収保険料	3,603,454	3,430,110	173,344	保険料率の改定及び被保険者の増に伴う 保険料の増
2 普通徴収保険料	2,671,906	2,197,126	474,780	
計	6,275,360	5,627,236	648,124	

(※1) 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ延滞金を含めて納付する。

(2) 3款1項 一般会計繰入金 (単位：千円)

目	令和8年度 当初予算①	令和7年度 当初予算②	増減 ①－②	主な増減の理由
1 保険基盤安定繰入金	1,849,634 (県3/4 1,387,226) (市1/4 462,408)	1,599,320 (県3/4 1,199,489) (市1/4 399,831)	250,314 (県3/4 187,737) (市1/4 62,577)	保険料率の改定及び軽減対象者の増に伴う繰入金の増
2 事務費繰入金 (※3)	313,071	276,496	36,575	後期高齢者医療システム標準化等に伴う繰入金の増
計	2,162,705	1,875,816	286,889	

(※3) 事務費繰入金のうち、広域連合事務費負担金については、歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

(3) 5款3項 雑入 (単位：千円)

目	令和8年度 当初予算①	令和7年度 当初予算②	増減 ①－②	主な増減の理由
1 雑入	129,536	47,470	82,066	後期高齢者医療システム標準化及び子ども子育て支援制度に係るシステム改修等に伴うデジタル基盤改革支援補助金の増

【歳出】

(1) 1款1項 総務管理費

(単位：千円)

目	令和8年度 当初予算①	令和7年度 当初予算②	増減 ①－②	主な増減の理由
1 一般管理費	213,419	87,076	126,343	①後期高齢者医療システム標準化関連経費の増 ②後期高齢者医療システム過渡期連携対応業務の皆減

- ① 後期高齢者医療システムの標準化については、当初の予定では、令和8年1月としていたが、システム提供事業者である富士通Japan(株)から期限までの移行が困難との申し出があり、令和9年3月に標準化に移行することとなったことからシステム移行に係る経費について計上するもの。
- ② 標準準拠システムへ移行するまでの間、先行して標準システムに移行した住基系システム等とデータ連携するための改修が終了したことによる皆減。

(2) 2款1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	令和8年度 当初予算①	令和7年度 当初予算②	増減 ①－②	主な増減の理由
1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,317,334	7,427,468	889,866	
内訳				
保険料(※1)	6,276,719	5,628,590	648,129	保険料率の改定及び被保険者の増に伴う保険料の増
保険基盤安定負担金(※2)	1,849,634	1,599,320	250,314	保険料率の改定及び軽減対象者の増に伴う負担金の増
広域連合事務費負担金(※3)	190,981	199,558	▲ 8,577	財政調整基金からの繰入れを増したことによる負担金の減

(※1) 市は保険料及び延滞金を徴収し、広域連合へ納付する。(高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び第105条)

(※2) 低所得者及び被用者保険の被扶養者だった方に係る保険料軽減分を県3/4、市1/4の割合で負担し、市が取りまとめて広域連合へ納付する。(高齢者の医療の確保に関する法律第99条及び第105条)

(※3) 広域連合の運営や保険給付に係る人件費及び事務費を県内21市町が按分して負担する。
(長崎県後期高齢者医療広域連合規約第17条)

按分内訳：経費の10%は均等割、50%は高齢者人口割、40%は人口割、本市負担率約28.5%

4 保険料率の改定について

(1) 概要

高齢者の医療の確保に関する法律等の規程により、保険料率は2年ごとに見直すことになっている。長崎県後期高齢者医療広域連合において令和8・9年度の長崎県内の保険料率について算定を行ったところ、医療給付費の増加や子ども・子育て支援金制度の導入等により引き上げとなった。(令和8年2月17日開催の長崎県後期高齢者医療広域連合議会において保険料率等の条例改正議案議決)

長崎市の一人当たり平均年間保険料額は、令和6・7年度76,172円から令和8・9年度82,491円となる見込みである。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、賦課限度額も引き上げとなった。

(保険料算定方法)

ア 医療分(令和8・9年度)

均等割額 (被保険者全員) <u>56,200円</u>	+	所得割額 (被保険者の前年の総所得-43万円) × <u>9.59%</u>	=	年間保険料額 (賦課限度額) <u>85万円</u>
(現行 <u>52,400円</u>) 増減 <u>3,800円増</u>		(現行 <u>10.31%</u>) <u>0.72ポイント減</u>		(現行 <u>80万円</u>) <u>5万円増</u>

イ (新) 子ども・子育て支援金分(令和8年度)

均等割額 (被保険者全員) <u>1,300円</u>	+	所得割額 (被保険者の前年の総所得-43万円) × <u>0.25%</u>	=	年間保険料額 (賦課限度額) <u>2万1,000円</u>
-----------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

※ 子ども・子育て支援金制度は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入されるため、上記、子ども・子育て支援金分の保険料率は令和8年度のみ保険料率であり、令和9年度以降の保険料率は改めて設定されることとなる。

(2) 保険料上昇の主な要因

ア 医療給付費の増

一人当たり医療費の増加や診療報酬改定により医療給付費が増加。

※ () は対前年度比

		令和7年度	令和8年度	令和9年度
給付費総額	長崎県	243,346,919,055円	249,845,500,856円 (2.7%増)	258,075,055,589円 (3.3%増)
	うち長崎市	85,144,255,975円	87,654,932,831円 (2.9%増)	90,669,418,703円 (3.4%増)
一人当たり給付費	長崎県	1,020,237円	1,031,827円 (1.1%増)	1,053,454円 (2.1%増)
	長崎市	1,163,364円	1,176,371円 (1.1%増)	1,200,983円 (2.1%増)

イ 現役世代の負担を抑えるために高齢者負担率が引き上げられたこと (12.67%→13.27%) に伴う支払基金からの交付金等の減

ウ (新) 子ども・子育て支援金制度の導入

全世代で子育て世代を支えるため、子育て支援の財源を社会全体で確保する仕組みとして創設。令和6年6月成立の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」に基づき、令和8年度から導入される。

エ 高額医療費負担金の基準額引き上げ (1レセプト80万円→85万円) による国・県負担金の減

オ 出産育児支援金の令和6年度からの激変緩和措置 (拠出額の1/2) の終了による負担増

出産育児支援金 R6・7年度 306,702千円 → R8・9年度 606,300千円

(3) 保険料の軽減措置

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額が基準額以下の場合は、低所得者対策として医療分、子ども・子育て支援金分ともに「均等割額」の軽減措置がある。

令和8・9年度は、医療分の7割軽減の軽減割合を7割から7.2割に引き上げる措置が講じられる。これにより、軽減額が39,400円（均等割額56,200円×7割）から40,500円（均等割額56,200円×7.2割）となり、1,100円引き上げとなる。

また、軽減適用の所得基準が見直され、軽減対象の所得額が一部拡大される。

	軽減適用の基準額（同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額）
7割軽減 （医療分は <u>7.2割</u> 軽減）	43万円（基礎控除額）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円＋ <u>31万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下 （現行 30.5万円）
2割軽減	43万円＋ <u>57万円</u> ×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下 （現行 56万円）

※制度加入直前に社会保険の被扶養者であった被保険者には所得割額は賦課されず、均等割額も制度加入後2年間5割軽減される。

5 現行と改定後の年間保険料額の比較モデルについて

(1) 後期高齢者1人世帯

		均等割軽減	区分	年間保険料額		
				①現行	②改定後	差額 (②-①)
例 1	年金収入 1,530,000円 (所得割なし限度額)	7割軽減 (医療分は7.2割)	医療分	15,700円	15,700円	—
			子ども分	—	300円	300円
			計	15,700円	16,000円	300円
例 2	年金収入 1,750,000円 (厚生年金平均受給額)	5割軽減	医療分	48,800円	49,100円	300円
			子ども分	—	1,100円	1,100円
			計	48,800円	50,200円	1,400円
例 3	年金収入 2,100,000円	2割軽減	医療分	100,600円	99,500円	▲1,100円
			子ども分	—	2,400円	2,400円
			計	100,600円	101,900円	1,300円
例 4	年金収入 3,000,000円	軽減なし	医療分	203,900円	197,100円	▲6,800円
			子ども分	—	4,900円	4,900円
			計	203,900円	202,000円	▲1,900円

(2) 後期高齢者2人世帯

		均等割軽減	区分		年間保険料額		
					①現行	②改定後	差額 (②-①)
例 1	年金収入 世帯主 1,530,000円 (所得割なし限度額) 配偶者 820,000円 (老齢基礎年金のみ)	7割軽減 (医療分は7.2割)	医療分	世帯主	15,700円	15,700円	—
				配偶者	15,700円	15,700円	—
				計	31,400円	31,400円	—
			子ども分	世帯主	—	300円	300円
				配偶者	—	300円	300円
				計	—	600円	600円
			合計	31,400円	32,000円	600円	

例 2	年金収入 世帯主 1,750,000円 (厚生年金平均受給額) 配偶者 820,000円	5割軽減	医療分	世帯主	48,800円	49,100円	300円
				配偶者	26,200円	28,100円	1,900円
				計	75,000円	77,200円	2,200円
			子ども分	世帯主	—	1,100円	1,100円
				配偶者	—	600円	600円
				計	—	1,700円	1,700円
			合計		75,000円	78,900円	3,900円
例 3	年金収入 世帯主 2,700,000円 配偶者 820,000円	2割軽減	医療分	世帯主	162,500円	157,100円	▲5,400円
				配偶者	41,900円	44,900円	3,000円
				計	204,400円	202,000円	▲2,400円
			子ども分	世帯主	—	3,900円	3,900円
				配偶者	—	1,000円	1,000円
				計	—	4,900円	4,900円
			合計		204,400円	206,900円	2,500円
例 4	年金収入 世帯主 3,000,000円 配偶者 820,000円	軽減なし	医療分	世帯主	203,900円	197,100円	▲6,800円
				配偶者	52,400円	56,200円	3,800円
				計	256,300円	253,300円	▲3,000円
			子ども分	世帯主	—	4,900円	4,900円
				配偶者	—	1,300円	1,300円
				計	—	6,200円	6,200円
			合計		256,300円	259,500円	3,200円

6 長崎市の後期高齢者医療の概要(参考)

(1) 医療費等の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)
平均被保険者数	67,023人	69,043人	71,428人	73,188人
医療費総額	85,737,673千円	88,898,671千円	90,195,770千円	93,536,924千円
一人当たり医療費	1,279,228円	1,287,584円	1,262,751円	1,278,036円
保険料率	(均等割額)49,400円 (所得割率)9.03%		(均等割額)52,400円 (所得割率)10.31%	
一人当たり保険料額 ※2か年の平均金額	66,455円		76,172円	

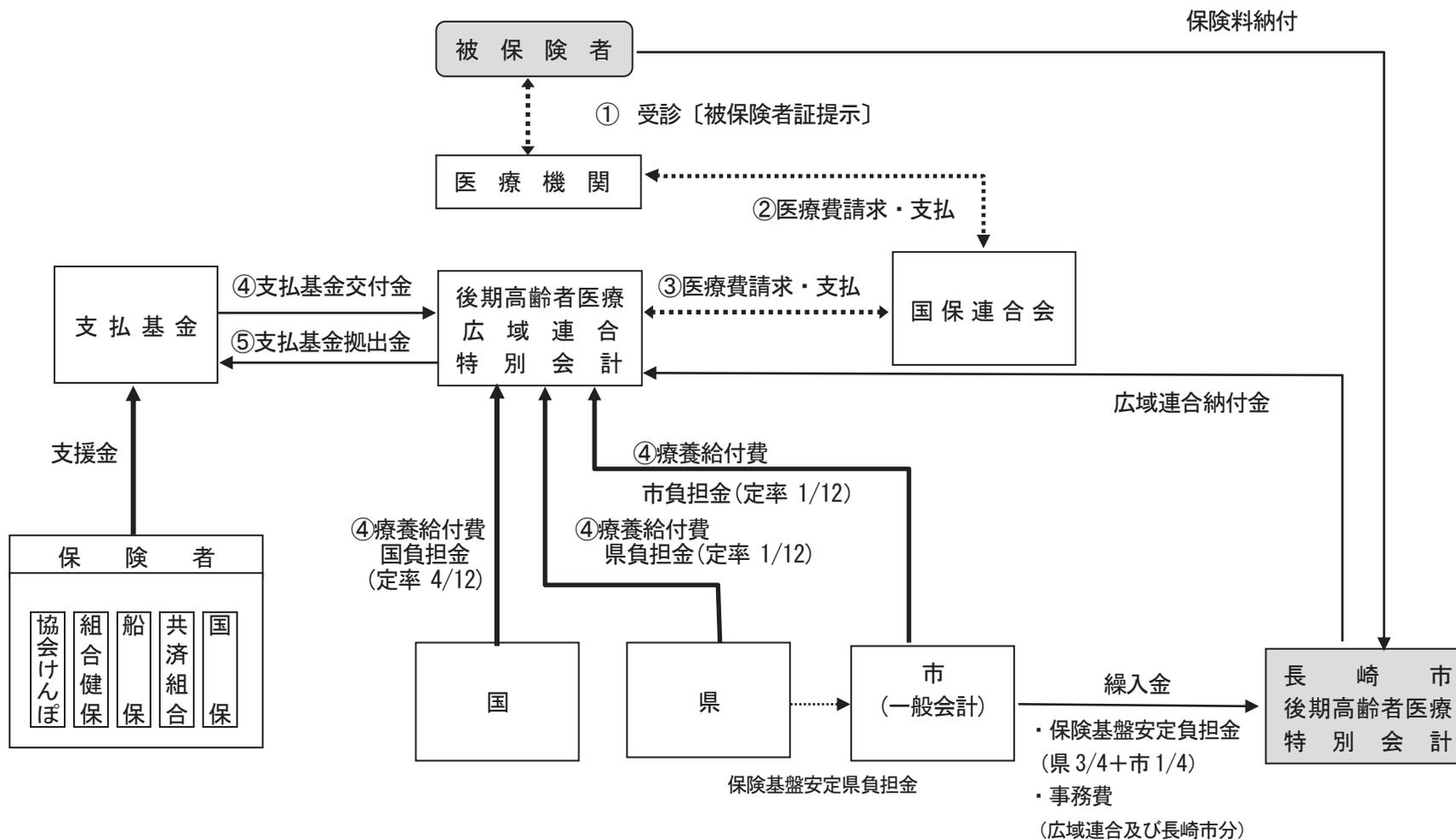
(2) 所得階層別被保険者数(令和7年12月末日)

	内訳				
	現役並み所得者 【3割】	一般 【2割】	一般 【1割】	住民税非課税 【1割】	住民税非課税 (年金収入80万円以下など) 【1割】
74,002人	4,274人	14,659人	19,452人	21,254人	14,363人

【 】内は窓口負担の割合

7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）

(1) 医療費の流れ図



(2) 後期高齢者医療費負担割合

保険料	支払基金交付金	公費			
		合計	国庫負担金	県負担金	市負担金
10/100	40/100	50/100	4/12	1/12	1/12